**いじめ防止に向けた方針**

この方針はDCSFのガイダンスSafe to Learn（2007年度学校でのいじめについてを含む）に沿って見直されました。

1. **いじめの定義**

いじめとは、「個人または集団によって、他の個人または集団を身体的・精神的に傷つける行為、多くの場合その行為が何度も繰り返される」と定義されています。（DCSFガイダンスによる）

教職員及び生徒は、いじめとは主に、「言葉によるいじめ」、「身体的ないじめ」、「操作的ないじめ」の３つの形があると認識する必要があります。

言葉によるいじめ・・・罵倒、脅迫、中傷、または攻撃的な発言

身体的いじめ・・・・・殴る、蹴る、故意に押す、物を取り上げる

間接的ないじめ・・・・噂を流す、仲間はずれにする、悪意のある伝言を送りつける

サイバーによるもの・・電話の伝言や携帯メール、Emailを使ったもの

いじめは、「他の人とは違う」、という理由で標的にされる場合が多いです。これは、平等な機会を促進し、道義を教えるという教師の仕事を弱体化します。いじめは、容貌や外見、階級、人種、宗教、性的な志向、性別、国籍などの理由によって行われることもあります。

いじめは長期にわたる「攻撃」と思われがちですが、一度だけで未解決ないじめでも子どもの生涯に及んで暗い影を落とすことになります。調査によると、学校はいじめに対して厳しく対応している一方で、その影響を過小評価しているということが分かっています。

本学園では、いじめを容認することは児童保護上の問題であることと理解しています。

1. **目的**

帝京ロンドン学園の目的

* すべての生徒が、安全で思いやりのある環境の中で、全力を出し切れるような雰囲気作りをする。それゆえ、いじめやその他反社会的な行動は認めない。
* 生徒が行動規範を認識していることを確認する。行動規範とは、生徒が学校生活の中で周りの人に対し、どのように行動するか、また誰にも嫌がらせをさせないということを概略したものである。
* いじめやその行動に関する問題を集会の時、また、教科や寮生活の中で積極的に取り扱う。
* この方針は、安全対策における学校の方針、また、校外活動における児童保護、行動、救急処置、健康と安全に関連するものである。コミュニケーションと集会における方針についても同様である。
* 保護者には、学校のいじめ防止に向けた方針を十分に理解してもらう。
1. **いじめの取り扱い**

人間関係が壊れる可能性もあるため、いじめを取り扱う手順は適切に行う必要があります。この手順の目的は、被害者を守るため、そして加害者を更生させるためであり、また、もとの安全でより良い環境を取り戻すためです。

いじめ問題は、状況の重要性により、教頭または校長と連携し、教師・担任・寮監長によって取り扱われ、内密に記録されます。

教師は関係者すべての話を聞き、その内容を信用し、またその者を助けるということに重点を置きます。学校はいじめを深刻な違反行為とみなし、いじめに関するすべての届出は徹底的に調査されることを、生徒に認識させる必要があります。

1. **手順－報告・記録方法**

いじめを受けていると思った生徒は、教師、または誰でも話しやすい教職員に報告してください。一人で報告する勇気がない場合は、友達に応援を頼んでください。なにより、生徒は一刻も早く誰かに報告することが大切です。

教師は訴えを無視したり軽視したりしてはいけません。いじめに関する訴えがあった場合は、教師は以下のことをします。

* 詳細を聞き、いじめ防止報告書にその情報を記録する。
* 報告書を教頭または校長に提出する。

その後、教頭または校長は以下の手順に従います。可能な場合、加害者に状況報告をします。

1. できるだけ早く関係者に話を聞く。すべての会話は記録すること。いじめ防止報告書参照。
2. 何が起きたのか、他に目撃者はいるのかを確認するため、被害者に話を聞く。目撃者がいた場合、その者にも話を聞く。何があったか、またそれによる影響などが加害者に詳しく話されるため、被害者の報告内容を内密にすることが可能でない場合もある。その際、その旨を被害者に伝える。
3. 一旦訴えが立証されたら、加害者に話を聞く。これも、すべての会話を記録する。
4. いじめの被害者と加害者、両方の保護者に報告する。保護者に、学園のいじめ防止に向けた方針を十分に理解してもらう。いじめが続けば、処罰が与えられることを強調する。
5. 寮監を含め教職員全員にいじめが起こったことを周知徹底させる。また、いじめ問題の渦中にある生徒同士を隣に座らせたり、一緒に作業させたりしないようにする。
6. 2週間以内に関係者とフォローアップミーティングをし、状況を確認する。必要に応じて、再度フォローアップミーティングをする。このミーティングの内容も記録すること。
7. **保護者の参加**

保護者は学校のいじめ防止に向けた方針を十分に理解する必要があります。場合によっては、保護者が一番最初にいじめに気づき、学校に連絡するケースもあります。

教職員は、保護者に対し以下の態度で接します。

* 保護者は怒っていたり、混乱していることがあることを理解する。
* 偏見を持たない。教職員が知らなかったからといって、いじめが起こっていないと思わない。
* 冷静に対応し、理解を示す。
* 学校は細心の注意を払い、何らかの対応を行うことを明確にする。学校の方針を説明し、上記の手順が取られることを確認する。
1. **処罰について**

処罰は学園の「生徒指導・賞賛・懲戒に関する方針」に従って行われます。いじめが改善されない場合、停学、最終的に退学になることもあります。

1. **いじめの兆候と症状**

いじめられている子どもに、なんらかの兆候と症状が表れることがあります。大人はこれらの兆候を見逃さず、以下の症状がある場合は調査する必要があります。

* 学校内を歩く時脅えている。
* スクールバスに乗りたがらない。
* いつものスケジュールを変える。
* 学校に行きたがらない。
* 無断欠席するようになる。看護師と過度の時間を費やす。
* 引きこもったり、不安そうになったり、自信が無さそうになる。
* どもる。
* 自殺や家出を仄めかしたり、試みる。
* 夜、泣きながら寝る、または悪夢を見る。
* 朝になると気分が悪くなる。
* 学校での勉強がおろそかになる。
* 服や、本が破れている。
* 私物が「なくなる」。
* お金を要求したり、盗んだりする。（いじめの加害者に渡すため）
* 説明できない切り傷や、あざがある。
* 攻撃的、破壊的になったり、理性的でなくなる。
* 他の子どもや兄弟をいじめる。
* 食欲がなくなる。
* 何が問題かを言うことを恐れる。
* いじめであるような行動をとっている生徒と友達であると主張する。
* 上記のことについて、ありえないような言い訳をする。

これらの兆候や行動は、他の問題から起こる場合もありますが（児童保護の方針参照）、いじめの可能性もあるとみて調査する必要があります。

**いじめ防止**

**報告書**

加害者と思われる生徒の名前：

被害者と思われる生徒の名前：

いじめを報告した者の名前：

いじめの起こった日時： 日 月 時間

いじめの内容：

対処法：

教職員署名： 　日付：

その後の対処：

被害者はどんな対処が取られたか知っているか。　　　　 はい／いいえ

教職員署名： 日付：

コピーを教頭・校長に提出すること

（必要であれば裏ページに続く）

**面談報告書**

名前： 学年

件名：

教職員署名： 日付：

コピーを教頭・校長に提出すること

（必要であれば裏ページに続く）